

## 債権者集会招集のお知らせ

2019年1月15日

アルゼンチン共和国

(日本における代理人) 小島国際法律事務所

(お問い合わせ先) アルゼンチンデスク 電話 03-3222-1408

債権者各位

第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)

アルゼンチン共和国は、第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)(以下「本債券」といいます。)に関して下記のとおり債権者集会を開催致しますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する際は、2019年2月14日(木曜日)午後3時までに、必ずご所有の本債券の債券(以下「本債券の債券」といいます。)(登録された本債券においては登録機関である株式会社新生銀行が発行する登録内容証明書(以下「登録内容証明書」といいます。))を、本債券の債券の管理会社の代表者(以下「債券の管理会社の代表者」といいます。)である株式会社新生銀行(送付先住所等については下記注11。をご参照ください。)にご提出ください。

また、債権者集会当日は、上記の本債券の債券又は登録内容証明書のご提出と引換えに債券の管理会社の代表者である株式会社新生銀行がお渡し致します受理書のほか、本人確認書類等(代理人出席の場合は受理書、代理権を証する書面及び代理人の本人確認書類等)をご持参ください。

債権者集会当日に集会にご出席いただくことができない債権者は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。この場合、議案についての賛否を記載した議決権行使書の原本を、2019年2月21日(木曜日)午後3時までに債券の管理会社の代表者である株式会社新生銀行(送付先住所等については下記注11。をご参照ください。)までご提出ください。

債権者集会においては、ご提出頂いた本債券の債券又は登録内容証明書の額面100万円毎に1議決権が付与されます。

委任状及び議決権行使書の書式の入手方法については下記注5.を、本人確認書類等については下記注6.をご覧ください。

### 記

1. 日時 2019年2月22日(金曜日)午前9時30分開場、午前10時開会
2. 場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング20階  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

### 3. 会議の目的事項

#### 議案

第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)につき、下記事項を承認する件。但し、下記事項は一括して承認の対象とするものとします。

- (1) アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)の本債券上の義務は、2019年6月22日までに、共和国又は共和国の委託する信託機関が、本債券の未償還元本の150%に相当する金額である5億0,100万円及び本債券に関する元利金支払事務取扱契約証書第4条に定める本債券の支払に関する手数料を債券の管理会社の代表者兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行に対し支払うことをもって消滅すること。なお、共和国は、上記5億0,100万円のうちその割合に応じた額を受領した債権者が、債券元本の100%に相当する金額は本債券の未償還元本に、利札(第11期及び第12期の各利札をいう。以下同じ。)の券面額に相当する金額は本債券に係る未払利息に、残余の金額は本債券に係る遅延損害金に、それぞれ充当することを確認するものとします。
- (2) 本債券の支払いは、(1)に定める金額を債券の管理会社の代表者兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行が受領した日から2年間(以下「支払期間」といいます。)、債権者の請求により、以下のとおり、本債券の債券の要項に定められる本債券の元利金支払事務取扱者の支払場所(登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所)において行われること。
  - (i) 本債券の債券及び利札すべて(登録債の場合は登録機関が作成する弁済金領収書)を提出した債権者  
債券元本の150%に相当する額
  - (ii) 利札の全部又は一部が欠けた本債券の債券を提出した債権者  
債券元本の150%から欠けている利札の券面額を控除した額に相当する額
  - (iii) 本債券の債券から切り離された利札のみ提出した債権者  
利札の券面額に相当する額
- (3) 債権者は、支払期間が経過した後は、債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いを請求することができないこと。
- (4) 債権者は、本債券の元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行が、支払期間が経過した後、支払期間内に、債権者から債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いの請求がなされなかった金額を、共和国又は共和国の委託する信託機関に対し返戻することを了承すること。但し、本債券の支払いに関する手数料は返戻する必要はないこと。
- (5) 債権者は、上記(1)ないし(4)の各変更を実施するために、債券の管理会社の代表者、代表元利金支払事務取扱者及び登録機関である株式会社新生銀行が適切な行為及び手段をとることを承認すること。

注1. 本債券の債券又は登録内容証明書をご提出されている間は、当該債券につき譲渡、質入その他の処分はできません。

2. 登録された本債券においては、登録済証によって議決権行使していただくことはできません。お手元に登録済証をお持ちの場合も、必ず登録機関である株式会社新生銀行に登録内容証明書の発行をご請求のうえ、債券の管理会社の代表者である株式会社新生銀行にご提出ください。

3. 本債権者集会における議案その他についてのご質問は、共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所(アルゼンチンデスク電話03-3222-1408)へご照会ください。

4. 本債権者集会に関連する議決権の取り扱いについては下記の通りです。

- (1) 同一の債権者が重複して議決権行使した場合において、行使内容が異なる場合は、最後に行使したものを作成するものとして取扱います。
  - (2) 書面による議決権行使の場合、議決権行使書面に賛・否の表示が無い場合は賛成として取扱います。
5. 本債権者集会に関連する書類(債券等事前提出書等)の書式は、在日アルゼンチン共和国大使館の下記URLのウェブサイトにおいてダウンロードできます。また、上記注3.に記載の共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所にお問い合わせいただくことでも入手できます。  
<http://www.ejapo.mrecic.gov.ar/ja>
6. ご提示いただくご本人確認書類等については別途お送りする案内をご参考いただか、または上記注3.に記載の共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所にお問い合わせください。
7. 決議の結果及び内容は、遅滞なく在日アルゼンチン共和国大使館及び債券の管理会社の代表者である株式会社新生銀行のウェブサイトにおいて公表します。
8. 債権者集会において議案どおり決議が成立した場合は、債券の要項第12項に基づき、債権者集会に出席されたか否かを問わず、また議案に賛成されたか否かを問わず、全ての債権者を拘束するものとします。
9. 債権者集会当日に本債券の債券又は登録内容証明書をご持参頂いても、債券の要項の規定により、議決権の行使は出来ません。議決権行使にあたっては、必ず上記の期日までに各手続のご対応をお願いします。
10. 支払いに関し、法令に従い適切な税務申告が必要となる場合があります。詳細については追ってお知らせいたします。
11. 債券の管理会社の代表者である株式会社新生銀行の照会窓口は下記の通りです。  
株式会社新生銀行 法人企画部 法人業務管理室  
〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2-4-3 日本橋室町野村ビル  
電話番号03-6880-8196 午前9時~午後5時(平日のみ)

以上